

しばたし きほんじょうれい
新発田市子ども基本条例

※「等」は公文書では「とう」と読みますが、子どもが読みやすいように「など」とルビを付けています。

もくじ
目次

ぜんぶん
前文

だい しょう そうそく だい しょう だい しょう
第1章 総則（第1条－第3条）

だい しょう せきむおよ やくわり だい しょう だい しょう
第2章 責務及び役割（第4条－第8条）

だい しょう しさく じっし だい しょう だい しょう
第3章 施策の実施（第9条－第13条）

だい しょう しさく すいしん だい しょう だい しょう
第4章 施策の推進（第14条－第18条）

だい しょう ざっそく だい しょう
第5章 雑則（第19条）

ふそく
附則

すべ ひとり そんなざい かがや こせい
全ての子どもは、一人ひとりかけがえのない存在であり、輝く個性と
むげん かのうせい ひ
無限の可能性を秘めています。

こどもは、それぞれ、あんしん ばしょ じぶん たいせつ じゆう
安心してできる場所で、自分らしさを大切にされ、自由
まな たんきゅう あい そだ しあわ かん
に学び、探求することができるとともに、愛されて育ち、幸せを感じること
ができなければなりません。

こどもは、ちいき たから みらい きず きぼう
地域の宝であり、未来を築く希望です。

しない つぎ おも ねが とど
市内の子どもたちから次のような思いや願いが届けられています。

わたし じょうかまち れきし かん しろ ていえん
「私たちは、城下町の歴史が感じられるお城や庭園、こころもからだ
あたた おんせん ひろ でんえんふうけい だいす
も温まる温泉、のどかに広がる田園風景が大好きです。」

わたし じぶん たいせつ おも
「私たちは、ありのままの自分を大切にしたいと思っています。」

わたし ひとり ちが
「私たちは、一人ひとりやりたいことやできることが違ってきます。そんな個性や違いを認めてほしいです。」

わたし ひと たいせつ あんしん ばしょ もと
「私たちは、人として大切にされる、安心してできる場所を求めています。」

わたし はなし みみ かたむ わたし う い
「私たちの話にしっかりと耳を傾け、私たちを受け入れてほしいです。」

しばた だいす わたし たいせつ
「新発田が大好きな私たちのことを大切にしてください。」

しばたし ちいき あいちゃく ほこ ゆめ きぼう む い
新発田市は、地域に愛着と誇りをもち、夢や希望に向かって、生きてい
くことができるこどもを育みます。

そして、未来を担う市内のこどもたちの願いが叶えられるよう、真剣に
すべてのこどもの声と想いに耳を傾け、一人ひとりの個性とこどもの権利を
尊重し、こどもの最善の利益は何かを考え、「こどもにやさしいまち」
をつくるため、この条例を定めます。

だい しょう そうそく 第1章 総則

もくてき (目的)

だい しょう じょうれい こそだ きほんりねん さだ し
第1条 この条例は、こども・子育てについて、基本理念を定め、市の
せきむなら ほごしゃ しみん そだ まな しせつ せっちしゃ かんりしゃおよ しょくいん い か
責務並びに保護者、市民、育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下
そだ まな しせつ かんけいしゃ なら じぎょうしゃ やくわり
「育ち学ぶ施設の関係者」といいます。）並びに事業者の役割を
あき
明らかにするとともに、こども施策（こども基本法（令和4年法律第7
ごう だい じょうだい こう きてい しきく い かおな
7号）第2条第2項に規定するこども施策をいいます。以下同じです。）
そうごうてき じっし きほん じこう さだ
を総合的に実施するための基本となる事項を定めることにより、こども
けんり そんちょう すこ せいちょう しあわ く
の権利が尊重され、こどもが健やかに成長し、幸せに暮らすことが
じつげん もくてき
できるまちを実現することを目的とします。

ていぎ (定義)

だい しょう じょうれい つぎ かくごう かか ようご いぎ とうがい
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該
かくごう さだ
各号に定めるところによります。

- (1) こども しんしん はったつ かてい もの
こども 心身の発達の過程にある者をいいます。
- (2) 市内のこどもたち 市内に居住し、通学し、又は通勤するこども
をいいます。
- (3) 保護者 ほごしゃ しんけん おこな もの みせいねんこうけんにな た もの
保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを
げん かんご
現に監護するものをいいます。
- (4) 市民 しみん しない きょじゅう つうきん また つうがく もの のぞ
市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者（こどもを除き
ます。）をいいます。
- (5) そだ まな しせつ がっこう ほういくえん にんてい えん じどうふくししせつ た
育ち学ぶ施設 学校、保育園、認定こども園、児童福祉施設その他

こどもが育ち、学ぶために利用することを目的とする施設をいいます。

- (6) 事業者 市内に事業所を有し、又は市内で事業活動を行う個人、法人又は団体をいいます。

基本理念

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として、地域社会全体で推進するものとします。

- (1) 全てのこどもが個人として尊重され、その基本的人権が保障され、るとともに、差別的取扱いを受けないようにする等、日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び新発田市差別のない人権が尊重されるまちづくり条例（平成25年新発田市条例第46号）の精神にのっとり、こどもの有する権利を尊重し、擁護すること。

- (2) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保し、その意見を尊重する等、こどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を優先して考慮すること。

- (3) 全てのこどもが自分らしく成長できるように、こども及びその保護者が、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を受けられ、家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる環境を整備すること。

- (4) 市、保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者が、それぞれの役割に応じて、自主的かつ主体的に責務を果たすとともに、互いに連携協力し、こども・子育て支援（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいいます。以下同じです。）に総合的に取り組むこと。

第2章 責務及び役割

し せきむ
(市の責務)

だい じょう し ぜんじょう さだ きほんりねん い か きほんりねん
第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）

くに にいがたけん た ちほうこうきょうだんたい た かんけいきかんなど
にのっとり、国、新潟県、他の地方公共団体その他の関係機関等

い か かんけいきかんなど れんけい さいぜん りえき
（以下「関係機関等」といいます。）と連携し、こどもの最善の利益を

ゆうせん かんが しさく じっし ばあい しさく
優先して考え、こども施策を実施します。この場合において、こども施策

たいしょう はんい しさく さだ
の対象となるこどもの範囲は、施策ごとに定めるものとします。

し しさく いっそう じゅうじつ はか ひつよう かんきょう せいび
2 市は、こども施策の一層の充実を図るため、必要な環境の整備を
おこな
行います。

し ほごしゃ しみん そだ まな しせつ かんけいしゃおよ じぎょうしゃ
3 市は、保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者が、それぞれ
やくわり は ひつよう しえんおよ そうご れんけい
の役割を果たすことができるよう、必要な支援及び相互の連携に
つと
努めます。

ほごしゃ やくわり
(保護者の役割)

だい じょう ほごしゃ きほんりねん けんり りかい
第5条 保護者は、基本理念にのっとり、こどもの権利について理解した
うえ こそだ だいいちぎてきせきにん ゆう にんしき
上で、子育てについて第一義的責任を有することを認識し、こどもの
さいぜん りえき かんが こせい そんちょう しんしん
最善の利益を考えるとともに、こどもの個性を尊重し、こどもが心身
やす すこ そだ かてい つと
ともに安らかで健やかに育つ家庭づくりに努めるものとします。

ほごしゃ かてい しんしん せいちょう じんかくけいせい きほんてき
2 保護者は、家庭がこどもの心身の成長や人格形成に基本的な
やくわり は じかく しゃかいせいかつ いとな きほんてき
役割を果たすことを自覚し、こどもが社会生活を営むための基本的
せいかつしゅうかん み つ あいじょう
な生活習慣を身に付けることができるよう、愛情をもってこどもの
せいちょう はったつ おう よういく つと
成長や発達に応じた養育に努めるものとします。

しみん やくわり
(市民の役割)

だい じょう しみん きほんりねん ちいき かんしん ちいき
第6条 市民は、基本理念にのっとり、地域のこどもに関心をもち、地域
せつきよくてき こうりゅう ちいき かか なか すこ そだ
において積極的に交流し、地域の関わりの中で健やかに育つ
かんきょう つと
環境づくりに努めるものとします。

しみん こそだ かん ちしき けいけん きょうゆう しさくおよ
2 市民は、子育てに関する知識や経験を共有し、こども施策及びこど
こそだ しえん かん とりくみ きょうりよく つと
も・子育て支援に関する取組に協力するよう努めるものとします。

そだ まな しせつ かんけいしゃ やくわり
(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

だい じょう そだ まな しせつ かんけいしゃ きほんりねん
第7条 育ち学ぶ施設の関係者は、基本理念にのっとり、こどもの
すこ せいちょう じゅうよう やくわり は ば にんしき
健やかな成長にとって重要な役割を果たす場であることを認識し、
し ほごしゃ しみんおよ じぎょうしゃ きょうりよく つぎ かか やくわり は
市、保護者、市民及び事業者と協力して、次に掲げる役割を果たす
つと
よう努めるものとします。

(1) こどもが主体的に考え、学び、行動する力を身に付けることが
できるようささ いけん そんちょう かんが きかい かくほ
支援、こどもの意見を尊重し、ともに考える機会を確保
すること。

(2) まな たいけん あそ など つう ゆた にんげんせい しゃかいせい み つ
学び、体験、遊び等を通じて、豊かな人間性や社会性を身に付け、
も のうりよく かのうせい さいだいげん の
こどもが持つ能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、
ひつよう しえん おこな
必要な支援を行うこと。

(3) あんぜん かくほ さべつ ぎゃくたい たいばつ た もんだい
こどもの安全を確保し、差別、虐待、体罰、いじめその他の問題
まも あんしん すご ば
からこどもを守り、こどもが安心して過ごすことができる場となるよう、
ひつよう しえん おこな
必要な支援を行うこと。

じぎょうしゃ やくわり
(事業者の役割)

だい じょう じぎょうしゃ きほんりねん こそだ かん りかい ふか
第8条 事業者は、基本理念にのっとり、子育てに関する理解を深める
よういく じゅうぎょういん こそだ しごと りょうりつ
とともに、こどもを養育する従業員が子育てと仕事とを両立する
しゅうろうかんきょう せいび つと
ことができるよう、就労環境の整備に努めるものとします。

2 じぎょうしゃ ちいきしゃかい いちいん し しみんおよ そだ まな しせつ
事業者は、地域社会の一員として、市、市民及び育ち学ぶ施設の
かんけいしゃ おこな しさくおよ こそだ しえん かん とりくみ
関係者が行うこども施策及びこども・子育て支援に関する取組に
きょうりよく つと
協力するよう、努めるものとします。

だい しょう しさく じっし
第3章 施策の実施

き め しえん
(切れ目のない支援)

だい じょう し しみん あんしん う そだ
第9条 市は、市民が安心してこどもを生み、育てることができるよう、
にんしん しゅっさんおよ こそだ だんかい おう き め しえん
妊娠、出産及び子育てのそれぞれの段階に応じた切れ目のない支援を
おこな
行います。

あんぜん あんしん かんきょう せいび
(安全で安心な環境の整備)

だい じょう し ほごしゃ しみん そだ まな しせつ かんけいしゃおよ じぎょうしゃ
第10条 市、保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者は、
はんざい じこ さいがい た と ま ゆうがいまたはきけん
こどもを犯罪、事故、災害その他のこどもを取り巻く有害又は危険な
かんきょう
環境(ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他インターネットを
つう ばいたい ふく まも あんぜん かんきょう
通じた媒体によるものを含みます。)から守るための安全な環境づく
つと
りに努めます。

いばしょ
(こどもの居場所づくり)

だい じょう し ほごしゃ しみん そだ まな しせつ かんけいしゃおよ じぎょうしゃ
第11条 市、保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者は、
あんしん じぶん す さまざま たいけん
こどもが安心して自分らしく過ごすことができるよう、様々な体験を
とお ゆた にんげんせいおよ しゃかいせい はぐく いばしょ
通して、豊かな人間性及び社会性を育むことができるこどもの居場所
なり いばしょ じゅうじつ つと
づくり並びにその居場所の充実に努めます。

こそだ かていなど しえん
(子育て家庭等への支援)

だい じょう し ほごしゃ こそだ あ ひつよう おう
第12条 市は、保護者が子育てをするに当たり、必要に応じて
けいざいてきおよ しゃかいてきしえん おこな しみん そだ まな しせつ
経済的及び社会的支援を行うとともに、市民、育ち学ぶ施設の
かんけいしゃ じぎょうしゃおよ かんけいきかんなど れんけい また きょうりよく ほごしゃ
関係者、事業者及び関係機関等と連携し、又は協力し、保護者
あんしん こそだ つと
が安心して子育てができるよう努めます。

2 し しょう ぎゃくたい ふとうこう けいざいてきこんなん た こんなん
市は、障がい、虐待、いじめ、不登校、経済的困難その他困難
もんだい かか およ ほごしゃ はあく つと しみん
な問題を抱えるこども及びその保護者の把握に努めるとともに、市民、
そだ まな しせつ かんけいしゃ じぎょうしゃおよ かんけいきかんなど れんけい また
育ち学ぶ施設の関係者、事業者及び関係機関等と連携し、又は
きょうりよく じょうきょう おう しえん おこな
協力し、それぞれの状況に応じた支援を行います。

そうだんしえんたいせい じゅうじつ
(相談支援体制の充実)

だい じょう し そうだんおよ せいちょうまた こそだ
第13条 市は、こどもからの相談及びこどもの成長又は子育て
かん さまざま なや など たい かんけいきかんなど れんけい すみ たいおう
に関する様々な悩み等に対して、関係機関等と連携し、速やかに対応
するとともに、あんしん そうだん たよう そうだんきかい かくほおよ
安心して相談できるよう、多様な相談機会の確保及び
しえんたいせい じゅうじつ はか
支援体制の充実に努めます。

だい しょう しさく すいしん
第4章 施策の推進

じょうほうていきょう
(こどもへの情報提供)

だい じょう し しみん そだ まな しせつ かんけいしゃおよ じぎょうしゃ みずか
第 14 条 市、市民、育ち学ぶ施設の 関係者及び事業者は、自らが
おこな また きょうりょく しさくおよ こそだ しえん かん とりくみ
行い、又は協力するこども施策及びこども・子育て支援に関する取組
について、こどもが理解を深め、自分の意見を形成できるよう、必要な
じょうほう してん た わ はっしん
情報をこどもの視点に立って分かりやすく発信します。

(こどもの社会参加の機会の促進)

だい じょう し しさく いけん ひょうめい しせい
第 15 条 市は、こども施策について、こどもが意見を表明し、市政に
さんかく きかい ていきょう
参画する機会を提供します。

2 しみん そだ まな しせつ かんけいしゃおよ じぎょうしゃ ちいきしゃかい
市民、育ち学ぶ施設の 関係者及び事業者は、こどもが地域社会の
いちいん じぶん いけん ひょうめい しゃかい さんか きかい ていきょう
一員として、自分の意見を表明し、社会に参加する機会を提供する
よう努めるものとします。

(計画の策定等)

だい じょう し しさく けいかく い か けいかく
第 16 条 市は、こども施策についての計画(以下「計画」といいます。)
さくてい
を策定します。

2 し けいかく さくてい あ ほごしゃ たかんけいしゃ
市は、計画の策定に当たっては、こども、保護者その他関係者の
はばひろ いけん き いけん はんえい ひつよう そち
幅広い意見を聴くとともに、その意見を反映させるために必要な措置を
こう
講じます。

3 し けいかく さくてい す こうひょう
市は、計画を策定したときは、速やかにこれを公表します。

4 し けいかく もと しさく じっしじょうきょうなど し ば た し こ
市は、計画に基づく施策の実施状況等について、新発田市子ども・
こそだ かいぎじょうれい へいせい ねんし ば た し じょうれいだい ごう だい じょう きてい
子育て会議条例(平成26年新発田市条例第2号)第1条に規定
する新発田市子ども・子育て会議において定期的に検証を行います。

(広報及び啓発)

だい じょう し じょうれいおよ しさく ほごしゃ しみん
第 17 条 市は、この条例及びこども施策について、こども、保護者、市民、
そだ まな しせつ かんけいしゃおよ じぎょうしゃ かんしん りかい ふか ひつよう
育ち学ぶ施設の 関係者及び事業者の関心や理解を深めるため、必要
こうほうおよ けいはつ おこな
な広報及び啓発を行います。

(財政上の措置)

だい じょう し しさく そうごうてき すいしん ひつよう ざいせい
第 18 条 市は、こども施策を総合的に推進するため、必要な財政
じょう そち こう つと
上の措置を講ずるよう努めます。

だい しょう ざっそく
第 5 章 雑 則

いにん
(委任)

だい しょう じょうれい さだ
第 1 9 条 この 条 例 に 定 め る も の の ほ か、この 条 例 の 施 行 に 関 し
ひつよう じこう しちょう べつ さだ
必 要 な 事 項 は、市 長 が 別 に 定 め ま す。

ふ そく
附 則

じょうれい
この 条 例 は、令和 7 年 4 月 1 日 から 施 行 し ま す。